

(議長)

日程第15、議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について及び、日程第16、議案第2号、江差町特定教育保育設備（正：施設）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について並びに、日程第17、議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、一括して、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」（提案説明）

ただ今、一括上程となりました議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、でございます。

令和元年10月1日から幼児教育、保育の無償化が実施されますことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

では、まず始めに、議案第1号及び第2号について、ご説明させていただきます。

議案書につきましては、13頁から23頁。資料につきましては、1頁から41頁となっております。

まず、この条例改正の前提と致しましては、本年5月、幼児期の教育保育の重要性に鑑み、保護者の経済的負担を軽減することを目的に、子ども子育て支援法と関連法令の改正が行われたことに伴いまして、本年10月1日より、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育、保育の費用を無償化することに加え、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもにつきましても、同様に無償化の対象とされたことから、関係条例の改正を行うものでございます。

なお、給食費につきましては、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則的な取り扱いとされたところでございます。

では、始めに、議案第1号、江差町立保育園条例の一部改正の概要について、ご説明させていただきます。本一部改正の主な内容は、3点となっております。

まず、1点目は、保育料の納付の対象者を3歳未満の保護者に限定してございます。

2点目に、保育料の額につきましては、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則によるものとしてございます。

3点目に当町に住所を有する方が、他市町村の給付認定を受けて、他市町村の保育所等に入所する場合の保育料につきましては、当町の保育料ではなく、他市町村の保育料により納付することとしたものでございます。

続きまして、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明致します。本一部改正の主な内容につきましては、条例中、広範に渡り、支給認定と表記しているものを教育保育給付認定に改めることを中心に、文言整理を行ってございます。

また、幼児教育保育の無償化の実施にあたり、事業運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置付けしてございます。更に、食事の提供に要する費用の取り扱いとしまして、3歳から5歳児につきましては、これまで保育料に含めていた給食費を分離し、住民税非課税世帯に属すること。第3子以降除いて、給食費として、徴収を行うこととしてございます。また、0歳から2歳児につきましては、これまで同様、保育料に給食費を含めた取り扱いとすることから、給食費としての徴収は行わないこと、などの改正を行うことが主な内容となっております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

次、「学校教育課長」。

「学校教育課長」(補足説明)

議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部改正について、ご説明致します。議案書は、25頁、資料につきましては42頁の資料4、新旧対照表をご覧ください。

町長及び町民福祉課長からも説明あったとおり、幼稚園利用料が無償化となるため、保育料に関連する条文、第5条、第6条、第7条を削除するものでございます。10月1日から施行するものであります。宜しく申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第18、議案第4号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」  
議長。

(議長)  
「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)  
「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

ご説明致します。議案書につきましては、27頁、28頁でございます。定例会資料につきましては、43頁、44頁の新旧対照表となっております。

本一部改正の主な内容につきましては、住民基本台帳法施行令の改正により、本年1月5日から住民票や個人番号カード等への、旧氏の記載が可能とされることに伴い、印鑑登録におきましても、同様に旧氏を登録出来るよう、所要の改正を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)  
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)  
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

議案第4号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第19、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、及び日程第20、議案第6号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について。議案第6号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることから、江差町港湾管理条例並びに、江差港マリーナ施設条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案書は、29頁から35頁となります。資料は、45頁から54頁の資料6、7をご参照下さい。

この度の条例改正は、いずれも、本年10月1日から消費税の税率が10%引き上げることに伴いまして、江差港港湾施設、及び江差港マリーナ施設の使用料の改正を行う必要があることから、提案させて頂いたものでございます。

ご審議の上、議決方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第6号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第21、議案第7号、江差町給水条例の一部改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、江差町給水条例の一部改正する条例についてでございます。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新に掛かる手数料等を定めるため、江差町給水条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から補足説明致します。

議案書は37頁、38頁、定例会資料につきましては、55頁の資料No.8となります。改正内容でございますが、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者につきまして、5年ごとに指定の更新を受けることが義務付けとなり、このことに伴いまして、これまでの指定手数料に加え、水道法第25条の3の2に基づきます、更新手数料を定めることから、江差町給水条例の一部を改正するものでございます。

変更内容につきましては、定例会資料55頁の新旧対照表とおりとなりますので宜しくお願い致します。

以上が、補足説明となりますので、議決方宜しく宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。  
議案第7号、江差町給水条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。  
よって、議案第7については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第22、議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。  
今回の補正の内容につきましては、プレミアム付き商品券事業や、幼児保育無償化事業など、19事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,879万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,180万1千円とするものでございます。併せまして、地方債の補正をお願い



いするものでございます。

補正予算の内容、具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方からご説明申し上げたいと思います。

議案書につきましては、41頁をお開き願いたいと思います。予算構成表におきまして、ご説明致します。

まず、財政事務(財務会計システム改修)でございます。来年度から、会計年度任用職員制度が導入されますが、それに伴いまして、地方自治法施行規則が改正され、歳出の科目の内、7節、賃金が削除されることとなりました。そのため、電算システムを改修するもので、予算編成の段階から、新しい科目体系で稼働させるため、今回補正をお願いするものでございます。補正額は39万9千円、全額一般財源となります。

次に、平成30年度障がい者医療費負担金等返還と次の平成30年度障がい者自立支援給付費負担金等返還でございます。いずれも、平成30年度の国庫負担金及び道費負担金の清算に伴う返還金でございます。補正額は、障がい者医療費の方が237万円、障がい者自立支援給付費の方が133万7千円、どちらも全額一般財源でございます。

次に、プレミアム付き商品券事業でございます。資料は57頁と58頁でございます。消費税の引き上げによる低所得者や子育て世代の家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費喚起などのために発行するプレミアム付き商品券の経費の補正でございます。これまでは、事務費の補正でございましたが、今回は、商品券のプレミアム部分の補正でございまして、補正額は1,100万円、全額国庫支出金でございます。

次に、障がい者自立支援給付審査支払システム改修でございます。本年10月から、幼児教育保育の無償化されることに併せまして、就学前の障害児の発達支援も無償化となったことから、審査支払システムを改修するものでございます。補正額は、53万5千円、全額国庫支出金でございます。

次に、幼児教育保育無償化事業でございます。無償化の内容につきましては、資料1頁となりまして、先程、保育所条例等の一部改正の際に、説明があったところでございます。補正の内容につきましては、無償化に伴う電算システムの改修経費並びに説明会など、周知に係る経費などの事務費でございまして、補正額は195万3千円、国庫支出金が181万円、残14万3千円が一般財源でございます。

次に、園児給食費補助保育所分でございます。幼児教育保育の無償化につきましては、幼児教育保育に係る経費のみを無償化するものでございます。給食費については、

一部の世帯を除きまして、保護者負担とされているものでございますが、小中学校の給食費の補助と同様に3分の1について補助するものでございます。詳細につきましては、資料2頁の5、園児給食費補助をご覧頂きたいと思っております。補正額は45万円、その他財源と致しましては、子育て応援基金を40万円充当し、残5万円が一般財源でございます。

次に、水堀排水機場長寿命化対策でございます。財源更正でありまして、本年度より、道負担の割合について適用される範囲が拡張され、当該事業について道が一部を負担することとなったことから、道支出金を560万円増額し、地方債を同額減額したものでございます。

次に、檜山さけふ化飼育施設整備でございます。資料は59頁となります。さけ稚魚の放流数の増加を図るため、浮上槽10基の新設をする経費につきまして、檜山漁業協同組合に補助するものでございまして、補正額は100万円、全額一般財源でございます。

次に、町道除雪対策でございます。町道の除雪に係る作業員の賃金や重機使用料、あるいは防雪柵の設置委託や除雪委託などの経費について補正をお願いするものでございます。補正額は3,922万7千円、全額一般財源でございます。

次に、町道姥神中歌線道路照明LED化改良でございます。資料は60頁となります。いにしえ街道の道路照明9基をLEDへ改修するもので、補正額は220万円、財源と致しましては、株式会社ユーラス江差風力様からの寄付金190万円を充当し、残30万円を一般財源とするものでございます。

次に、除雪ドーザー整備でございます。こちらも財源更正でございます。社会資本整備総合交付金の内示額が示され、見込みを下回ったことから、起債の2次申請において手当をしたものでございます。国庫支出金を150万円減額致しまして、同額地方債を増額しているものでございます。

次に、普通河川陣屋川護岸改修工事でございます。こちらも財源更正でございます。本年度から、2か年限りで創設されました、緊急自然災害防止対策事業債としまして、地方債を充当出来ることとなりましたので、地方債を620万円増加し、同額一般財源を減額するものでございます。

次に、檜山広域行政組合負担金、退職手当清算納付金分でございます。退職手当組合への納付金でございますが、3年に1度、退職者数に応じて清算され、不足している場合は、清算納付金を納付しなければならず、このたび、江差消防署の分で、清算納付金が生じたことから負担金分の補正をお願いするものでございます。補正額は、327万8千円、全額一般財源となります。

次に、北海道道德教育推進校事業でございます。昨年度に引き続き、道德教育の実践研究の推進校として指定され、北海道教育委員会から委託を受けることとなったことから、実践研究の事業を実施するための経費を補正するものでございます。補正額は21

万5千円、全額道支出金でございます。

次に、中学校管理備品整備でございます。江差中学校の卓球台4台と、江差北中学校のコンサートマリンバを購入するもので、補正額は105万円。財源と致しましては、先程行政報告で報告もありました、匿名の寄附金100万円を充当し、残5万円を一般財源とするものでございます。

次に、子ども子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付、幼児教育無償化分でございます。幼児教育保育無償化につきましては、私立幼稚園についても、実施されますが、無償化となった分、施設型給付の額も増額することから、増加分について補正をお願いするものでございます。補正額は256万6千円。財源でございますが、全額一般財源でございますが、本年度に限り、子ども子育て支援臨時交付金が交付されますので、そちらの方を充当しているものでございます。

次に、園児給食費補助幼稚園分でございます。先程、説明しました保育所の給食費の補助と同様、あすなろ幼稚園と私立幼稚園の給食費につきまして、3分の1を補助するものでございます。これにつきましても、資料2頁の方をご覧頂きたいと思えます。補正額は、町立幼稚園の分としまして3万7千円。私立幼稚園の分と致しまして、21万円の合せて24万7千円、財源と致しましては、子育て応援基金を20万円充当し、残4万7千円が一般財源でございます。

次に、文化会館非常用発電装置改修でございます。資料は61頁でございます。非常用発電装置の故障が発生しましたため、原因となっている児童電圧調整機の取替を行うものでございます。補正額は96万8千円、全額一般財源でございます。補正額合計では6,879万5千円。国庫支出金が1,184万5千円。道支出金が581万5千円。地方債が210万円。その他特定財源が350万円。一般財源が4,553万5千円となるものでございます。

それから今回、歳入を少し説明させて頂きたいと思えます。10月より自動車税、軽自動車税におきまして、環境性能割が導入されることとなつてございまして、科目を創設し、見込み額を計上してございます。48頁でございますが、軽自動車税に係る環境性能割につきましては、一款、町税、3項、軽自動車税、2目、環境性能割に計上してございます。

それから。50頁をお開き願います。20款と致しまして、環境性能割交付金を追加してございます。自動車税に係る環境性能割については、道税でございまして、市町村に交付金として交付されるものでございます。歳入については以上でございます。

次に、45頁をお願い致します。第2表の地方債補正でございます。先程、補正予算構成表で財源更正として説明致しました、普通河川陣屋川護岸改修工事と水堀排水機場長寿命化対策、除雪ドーザー整備に係る起債の追加と起債額の変更でございます。追加の額及び変更額については先程説明したとおりであり、起債の方法、利率償還の方法は記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。  
議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。  
よって、議案第8号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第23、議案第9号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第9号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、平成30年度、介護給付費負担金等返還に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ97

6万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,528万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

それでは、私よりご説明申し上げます。

議案書63頁の補正予算構成表でご説明致します。事業名は、平成30年度介護給付費負担金等返還でございます。介護保険会計におきます財源である国庫道費の公費負担につきましては、毎年度、終了時に清算事務を行うものでございます。平成30年度の公費負担の清算の結果、受領済み額を清算額が下回ったため、返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。議案書71頁にご記載のとおり、返還金の内訳につきましては、国に対する返還金が2本ございまして、併せて755万6千円。道に対する返還金がこちらも2本ございまして221万円。併せて補正額976万6千円、財源は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。

以上、ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案

に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第9については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第24、議案第11号、江差町財政調整基金の処分について及び、日程第25、議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)については、関連がありますので、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第11号、江差町財政調整基金の処分について。議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

まず始めに、第、議案第11号、江差町財政調整基金の処分についてでございます。令和元年度江差町一般会計において、江差町まちづくり推進交付金の財源に充てるため、江差町財政調整基金の設置、管理、及び処分に関する条例、第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

続きまして、議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。補正の内容につきましては、まちづくり推進交付金宿泊施設整備促進事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,814万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,994万1千円とするものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

私の方から、議案第11号と12号につきまして、併せてご説明申し上げたいと思

ますが、ただ今の町長、提案理由とほとんど、重複する内容でございますが、宜しくお願ひします。

まず、議案第11号、財政調整基金の処分についてでございますが、議案の方は、議案目次その2の方になります。1頁となります。

次の議案第12号、一般会計補正予算、第4号における補正事業の財源に充てるために基金を取り崩すもので、財政調整基金の設置管理、処分に関する条例の規定により、議会に議決をお願いするものでございます。処分する額は5,814万円、処分する時期は令和元年度中となります。

続きまして、議案第12号でございます。令和元年度一般会計補正予算第4号でございます。議案その2の5頁、予算構成表でございます。江差町まちづくり推進交付金事業でございます。江差町まちづくり推進交付金交付要綱の規定に基づき、宿泊施設整備促進事業として、簡易宿所の整備について、交付金を交付するものでございます。補正額は、5,814万円、全額一般財源となるものでございます。

以上で、説明終わりますので、宜しくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わり、終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

それで今回は、全員協議会で論議されたことを踏まえての、改めて町としての提案ということになります。それで全員協議会、基本的に全員協議会は全員協議会、今日、本会議であります。改めてこの場で、基本的な考えをお聞きしながらまた、私としても、判断しなければならないという点で、納得のいく答弁もお願いしたいなと思っております。

それで、まず基本的なことちょっとお聞きします。改めて、全員協議会でのおさらいにもなります。今、手元に改めて、江差町のまちづくり推進交付金交付要綱を見ております。これは、全員協議会でも私以外にも、論議、出ましたけれども、今思えば中々、このまちづくり推進交付金交付要綱が、少し不備だったなど、率直に我々、議会議員と

しても、私自身としても反省しているところではありますが。いずれにしても、これを元にして、今回の提案であります。

それで、ここに書いてあるのは、あくまでも宿泊施設整備促進事業、宿泊施設の新築増改築、その宿泊施設、この言葉、であります。これに則って、江差町としては今回の事業者から申請がありました、この事業について、交付決定したいということであります。つまり、江差町のこの要綱から見ますと、今、資料、提案されております資料、概要の中にも書いてあります。特に多目的利用計画も改めて私、見ておりますけれども、いずれにしても、江差町としては、これ全体を、つまり多目的室も含めて、交付要綱にある宿泊施設ということを見なしております。

それで、改めて確認致しますが、全員協議会でも論議になりました、多目的室、利用計画にあります、江差町としては、これが、多目的室という言葉で括っているにしても、あくまでも宿泊施設ということで、交付金を決定するということは、つまり、この多目的施設が、宿泊施設と一体として使われるとういう前提で交付金を出すと。つまり、宿泊施設と別ではないんだということ。で、その説明としては、とは言っても、一年間、4月から3月までフルシーズンで宿泊に利用するということは、中々、困難であろうということで、今回、事業者から説明もあります。計画としてあります。4月から10月までの観光シーズンについては、ここの宿泊者以外が利用する場合、この活動に対して使用すること認めないと。逆に言うと、これを持って江差町としては、つまり、観光シーズンは基本的には、宿泊者が利用するので、まあまあまあ一年間とおしてではないにしても、たいこうは宿泊客が使うので、この多目的室が、宿泊施設と一体的に使われるという、そういう論立、筋立で、交付金を決定することになると思うんですが。

それで、質問です。この多目的室利用計画に書いてある4月から10月まで観光シーズンについては、ここを使わないんだと、これを以って江差町は、この多目的室も含めて、全体を宿泊所とみなして、交付金を決定するということなのか。これだけなのか、これ以外にしっかりとした何か担保があるのか。このことについて、改めてこの本会議で、説明を願いたいと思っております。

(議長)

誰答えるの。誰。

ああ、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

はい。

多目的室の利用計画につきまして、これまで、議員協議会でも色々とお話をさせていただきました。町と致しましては、今般、花工房さんから示された計画案を基に、宿泊施設



と一体とした施設と認め、まちづくり推進交付金の交付をこの補正予算案に上程したところでございます。この利用計画案につきましては、今後、供用開始までの間にまだ時間がございますので、今後、事業者側と私供とこの計画の具現化に向けた、お話し合いをさせて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと、その意味合いをお聞きしたいんですが、つまり全員協議会で私も改めて、担保的なもの、確かに補助金ではありません。てきか法というわけでもない。とすると、先程言った要綱からも、残念ながらそれを律する条項もない。そういう意味では、私が全員協議会で主張した部分は、あくまでも町と、理事者側と町と事業者が、信頼関係で、でも、やはりそこは、きちっと、例えば、何らかな協定書なり、そういうものをしてしっかりと交わした上で、担保と言いますか、そのことを認め、これでやって貰うんだと。でも今の課長の話ですと、供用開始うんぬんってことありました。それちょっとお聞きします。今日、決めるのは、まず、基金の取り崩し、そして町の補正で決める、その両立で、我々の議会に諮るということになるんですけども。交付要綱からしますと、今回、申請がありました。今度、交付決定ですね、交付決定の段階、これはまた、次、後の段階ですね。更には、もう1つ、実績報告、そういう段階があります。仮に、今の課長の答弁を最大限、私、私と申しますか、他の議員もそうかも知れませんが、一定程度、これを観光シーズン4月から10月まで、観光シーズンは本当に旅館と、ああ、宿泊施設と一体となって使うんだということを、担保が取れるという、そういう部分が課長として、それは出来るんだと。つまり、交付金額の決定だとかですね、もしくは、実績報告、これは、ちょっと、終わった後だから、あくまでも、交付金の、交付金の交付受けようとするその決定までが一番大事な部分だろうと思うんですが。それは約束出来るんですか。ちょっと、2問目なので、それがまず、きちっとお聞きしたいということと。

ついでに、2問目でお聞きします。他の法令で、もしくは、他の官庁の関係で、保健所でもいいでしょう。それから、ちょっと分かりませんが、建築確認等々等で、仮に、4月から10月までの期間に他の目的で使ったとしても、特段それは、法令的には、もしくは、他の許認可の関係で、特段そういう縛りが私はないと思うんですけども、つまり、結果的には、江差町だけが今度のことについて、交付金が交付金たらしめるとすると、江差町だけがきちっとした対応がないと、結果的に作られた後、多目的室がどのように使われたとしても、つまり、本来の宿泊施設と一体的な利用でない方法が、ほぼ1年間で仮に使われたとしても、その縛りはまったくないということになってしまわな

いのか。という、危惧なんです。多分、私、他の他官庁の許認可だとか、法律等々でその縛りなんであり得ないと思うんですけども、その点について、ちょっと確認したい。2点、確認したいと思います。分かりますか。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まず、交付決定の時期でございますが、事業計画をすでに皆さんにお示しをして、町の方でもヒアリングなどを終えておりますので、本議会でご議決をされたら、速やかに交付決定を行って行きたいと考えとります。

また現在、その他の目的で使用しても構わないのかとか、担保は取れますかというお話ですが、まず議員、この要綱を良くお読み下さい。主旨のですね中に、江差町補助金等交付規則に規定するものの他、必要な事項を定めるものとするという記載がございます。これは、江差町の補助金等交付規則というのは、財政法に則って、補助金の交付規則に則ってますので、要は、補助金の返還とか、そういったものも上位の法律に全部結びついているってことですから、そこはご理解願いたいと思います。

それと、もう一方で、この利用計画案、担保出来ますかということですが、何回も申し上げますが、交付決定後、供用開始までの間に時間がございますので、あくまでも計画の順守につきましては、こちらの方から、お話をして頂きたいと思います。

以上でございます。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長、ごめんなさい。ちょっと不勉強でした。あの今ここですね、大事なところは、私も、前に、第1の趣旨のところ、確かに課長、今回の部分については、江差町補助金等交付規則に規定するものの他、必要な事項を定めるものとするって、ありがとうございます。では、これ、いや、これ、あくまでもですね、補助金の場合はきっと補助金等交付要綱なんでしょうけども、補助金と同じで、同じく取り扱うということですか、これ。補助金、国でいうてきか法、つまり、そういうことを、だとすると、ちょっと、ごめんなさい。私、今まで、ずうっと枕詞でしゃべっていたことが、間違いだということで、自分自身の発言を撤回しなきゃならないですが、申し訳ありません。だとすると、だとすると、じゃあ、ここの、その何か付属資料のところに書いてあるこれは一応そういうことで努力しますよとかの如く、ではなくて、しっかりと、この計画書の中

に、どっかでうたわなかったら、これだらあまりにもですよ、概ねこんなことでしますよと、これ、その、仮にですが、てきか法等などで、しっかりとした事業計画で、4月から10月までは、観光シーズンの間は、宿泊者以外が利用する場合っということについて、これは、やらないんだと、こういうことなんだと、いうことについて、この事業計画書の中で、しっかりとそれを、補助金で仮に、てきか法で、こういう取り決めなのが、守られなかったから、法律もしくは、江差町でいうと、この要綱ですか、に違反するんだと、というようなことで、そういう位置付けになるんですか。この、あたかも、資料に書いてある。この4月、10月まで、うんぬんとちゅうことは、他に何処にもないですよ多分。あれば教えてもらいんですが。どっかに、きちっと、この建物については、多目的利用の計画についてはかくかくしかじかで、4月から10月まで、うんぬんだということが、しっかりと、この建物の本体の利用として縛るものが、ここだけでいいのかどうか、これだけでいいのかどうか。そして、何回も言いますけれども、今、課長教えて頂きました、江差町補助金等交付規則に則って、この資料だけで、もしそうでないということは、じゃあ何か今後取るんですか。2年後、3年後か分かりませんが、実績計画として、あくまでも、これは、一回目の実績計画だけで終わりですよ、実績報告。今後、どういうふうに、それを裏付けするんでしょう。ごめんなさい、不勉強で。江差町補助金交付規則ちゅうこと、しっかり読み込まないで、質問して、大変申し訳ないんですけど、それはどの様になるんでしょうか。教えて頂きたい。

ごめん、3問目になので、しっかりと、教えて頂きたい。

「副町長」

答弁調整のため、暫時休憩をお願いします。

(議長)

暫時、休憩。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

「まちづくり推進課長」。

ああ、助役、答えるの。「副町長」。

「副町長」

少し、前回の、最後の全員協議会でも答弁した部分と、少しかぶりますけれども、今日、本会議でございます。改めて申し上げます。

色々と、最初は、倉庫であったものが多目的室に変わった関係で、この多目的室のものが別室として、用途がこういう形で出てきたということで、事業者から、色々と意見を踏まえて、変更はしてきた。まさしく観光振興のために使う。これが、一方、ロビーなのか、そういったところの使い方なのか、色んな、それは用途があるでしょうけども、この多目的室も含めて、簡易宿泊施設の範囲ということで交付するものでございます。まず、一点目はそういうことです。

それから、この4月から10月までのっていう部分は、再三、繰り返しますけども、色んな議員の皆さんだけではなくて、町民の世論等も踏まえた中で、色々とご意見がある中でですね、事業者自らがこの観光シーズンについては、この部屋もすべからく365日、いくらどういう事業者であっても、観光のためだけには使う話ではございませんけども、色々と誤解を解く部分として、4月から10月までは、こういう形で使いたいっていう努力のものをここに示さして頂いたと、こういうことでございますので。仮に、この間に、1日にでも使ったとするならばってことを仮定しますと、それで、交付金の返還の対象になるかっていうことではございません。

いずれにしても、こういった状況の中で、簡易宿泊所をまったくっていうか、辞め、辞めてっていうか、衣替えをするような使われ方もするとするならば、交付金の返還の対象になるでしょうけども、簡易宿泊所であるがゆえに、ある以上、この多目的室がどのような、多少の変更が仮にあるとするならば、事業者から町がきちっと事前協議を申し出てもらうと、こういった状況の中で、事業者の方にこれから話をしながら進めていくと、こういうものでございますので、ご理解をお願いします。

「小野寺議員」

議事進行。

(議長)

はい。議事進行。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

議事進行。

私、江差町補助金等交付規則が上位であるんだと。だから、だから心配ないというかの如く、課長答弁したから、じゃあ、これで担保あるのって、今の副長町のあれだと、結局、全然何もないですよ、何もないんですよ。縛り何もないってことなんですか、結局。

(議長)

そういうことだ。

はい。んと、「薄木議員」。

「小野寺議員」

だって、そうなんですね。結局、私、言ったとおりですね。

「副町長」

ちょっと、今、小野寺議員。

(議長)

なんなんだや。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

あの、補助金の例規というか、法規の関係でございます。各補助金や助成金、色々名称ございますが、それぞれ要綱等、ほとんどもってございます。

江差町補助金等交付規則っていうのがございまして、これはこの要綱の上位にあたる法規、これは改めて言うまでもないんですけども、それで、先程まちづくり推進課長も言ったんですが、要綱の方では、補助金等規則に規定するもの他、必要な事項を定めるといううたい方になっているものでございます。

それで、本題でございますが、その交付金の規則におきまして、補助金の決定の取り消しや、返還、規定されてございます。17条第1項ですとか、そういったところで、補助金を他の用途に使用した場合に、取り消しあるいは18条に決定を取り消した場合、返還を命ずるというふうな規定がございましてけれども。具体的に目的外に使用にあたるかどうかっていうのは、具体的な状況が発生しましたら、その時に、町としては判断していくものになるのかなと。今回の場合、簡易宿所、あくまでもそういう形で、補助交付、出して、決定していくってことでございますので、その目的を著しく阻害するとかっていうことでなければ、補助金の返還って形にならないのかなとは思いますが、具体的にそういうケースの時に関係各課、トップも含めて協議して判断していきたいと、そういう格好になるものでございます。

従いまして、縛りと言う部分では、きちんとその補助金交付規則の方で、縛りっていうのはかかっているのではないのかなと、小野寺議員言う、担保のところにいるの

かどうかわからないんですが、規則的な縛りはかかっているようなことです。

「小野寺議員」  
かかっている。

「財政課長」  
かかっております。

「小野寺議員」  
言えるんですか。そうやって。

「財政課長」  
はい。

「小野寺議員」  
言えるんですか。

(議長)  
はい。次。

「小野寺議員」  
実際上ないって言ったでしょ副町長。

(議長)  
だから、「町長」。  
補足説明。補足答弁。

「町 長」  
要綱等の。いいんですか。いいんですか、いいんですね。  
要綱等の説明、今、財政課長の方からさせて頂きましたけれども、その上で、今回、今、議案を提案をさせて頂いている、2つの議案が可決を頂いた際には、その後、交付決定という手続きあるというのは、今、小野寺議員と議論があったところだというふうに思います。その時点で、様々ご意見が出たことを踏まえてですね、事業者側に、私は基本的には事業者ですし、本業を持ち、地域に根差した経済活動をやっている企業でございまして、基本的には、信頼関係があるというふうに思っておりますけれども、議員がご指摘のようなことが懸念されるということがあればですね。その点については、

そのような議論を踏まえてですね、しっかり、この事業をこの計画に則って、推進して欲しい、事業の目的を達成して欲しいと、いうことを私の名前で伝えたいというふうに思いますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

ごめん、議事進行で。  
議事進行。

(議長)

議事進行の議事進行。  
はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

町長、それは、私の言ってることと同じことを言ってるんでしょうか。

(議長)

違うわ。

「小野寺議員」

きちっと、議長、そこをですね。

(議長)

うん。

「小野寺議員」

結局、これ。議員、少なくとも、小野寺は。これ、賛成か反対かの、判断材料なんですよ。つまり、私は最低限、法律に則ってるかは別として、信頼関係、町長のいうとおり、ご存知、まったくそうです。でも、やはり一定程度、きちっとした協定書か確約書か取りましようかと、であれば、他の町でもやっていると、そういうことなんですか町長。現時点で、それ、事業所と、それを確認とれたということで宜しいんでしょうか。これからの努力っちゅうんだったら、今日手挙げるんですよ。今日手挙げるのに、これからだって言うんだったら前とまったく同じ。そこ、もう1回お聞きしたい。

(議長)

「町長」。

「町長」

そういう、協定書とか、あるいは確認書を取り交わすという意味ではなくて、こちらから要請としてですね、この事業を行う時に、しっかり、この計画に則って、事業を推進して欲しいということを申し添えるということですので、ご理解願えればと思います。

(議長)

そういうことだ。

「小野寺議員」

はい。いいです。

(議長)

はい。「薄木議員」。

「薄木議員」

去年の11月からこの申請を受けて、これは、10か月もかかっているこの問題。何が問題だかと言うと、始めから、これ葬斎場有りきなんですよ。それを受けるのに、用途変更して、葬儀場を認めて。そして、今、これで江差町の金を出そうとしてるんですよ。用途が全然違うんですよ、これ。始めから。出崎課長、大変苦労してるんですよ。始めから、町長がこれやるっちゅう方向でいるから、こういう問題になるんですよ。そうでないですか。出崎課長の顔見たら可哀想でしょう、これだけ答弁に苦労しているのに。全然、あなた方フォローしてないんでないが。

照井町長に聞きますけど。このような、葬儀場の簡易施設ってのは全国にいっぱいありますよ。あなた、出張に行った時にそういうところに泊れますか。

田畑副町長、あなたの家族と旅行に行く時にこういうところを宿泊地にして使えますか。どうなんだ。江差町に怒っでんだどこれ。なに一事業に今5,800万も出さなきゃねんだ。それも葬儀場だって。何かお金のない家でもあるまいし、江差町より金持ってるんだとお前。そういうところにね、後から理由を付けて来て、江差町のイベントの全てのものが、この簡易宿泊所で泊れますよって、理由付けただけでないが。始めから葬祭場を出してくれば、否決されるの分かってるから出さなかったんだ。まったくふざける。

議長、議運ちょっと開いて、これちょっと問題にして。

(議長)

あの、まず、あの、担当課長、「まちづくり推進課長」。



その次、「助役」。「町長」。

「まちづくり推進課長」

はい。

今般の、花工房さんの事業計画につきましては、5月21日だったかな、議会の全員協議会で、高岡葬祭さんが、簡易宿所の計画をしますと。それは、併用住宅、簡宿、そして、倉庫と、この3つの括りの中で、高岡葬祭という名前で、今、確認申請が出ますという事業が私の方から説明致しました。その後、5月の下旬に、高岡葬祭さんの方からまず、倉庫の用途を変更したいという申し入れがございました。それを踏まえて、6月4日の議会全員協議会で、確か青果卸売市場の協議だったと思いますが、その最後のその他の段階で、町長の方から皆さんの方に、先般の議会全員協議会でご説明した簡宿につきまして、一部、用途の変更などがありますということで、6月定例会の上程については、ちょっと見送りしたいというような報告をさせていただきました。その後、高岡葬祭さんといろいろと話を詰めて行きながら、江差保健所、あるいは檜山振興局の建設指導課、そういったところを、お互いに、行って来まして、最終的には、多目的室にするという案をそのまま採用すると。7月に入りまして、高岡葬祭という事業主体を花工房に変更するというので、詰めて参りました。8月の23日、そういう中で、皆さんの方に今回のまちづくり推進交付金の性格と旅館業法の中の簡宿という位置付けの中で、まちづくり推進交付金を交付するべく、対象範囲にしてはどうですかという、町長のまずは1回目のご相談がございました。皆さんの色々な意見を踏まえながら、9月4日の日に、花工房さんの方から、多目的室の利用計画について、利用制限を付けて、また新たな提案をして頂いたというところでございます。今般、それを踏まえて、今日、この本会議の方に、補正予算案ということで上程させて頂いたという流れでございまして、意図的に葬儀場を簡宿、多目的室にしたとか、そういったことではないということをまずご理解願いたいと思います。

「副町長」

はい。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

私に、客観的な感想を述べるようなご質問もありましたが、その辺はコメント出来る今、状況ではございませんが、いずれにしても、全員協議会をそれなりに経て、そして、上程までいきますという状況で、前回の全員協議会でもお伝え申し上げて、本日を

迎えてる訳でございまして、最終的には、それぞれ議員の採決の中で判断して頂けることだろうと、このように思ってます。宜しくお願いします。

「薄木議員」

家族で、泊まれるのがって聞いてんだぞ。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

薄木議員からのご指摘、ご質問でございますけれども、当然、このご質問頂く限りにおいてはですね、要綱読んでいらっしやって、ご質問して頂いているというふうに認識しております。その中で宿泊施設の定義をしております。江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の第2条第1号に、2に規定する宿泊施設というところで規定をしております。その意味は、その条例には、宿泊、観光振興に資する宿泊施設という定義があります。我々は、それを判断材料にこの宿泊施設が観光振興に資する施設になるかどうか、というところを判断して、我々は今回この議案を上程させて頂いております。決してですね、我々は目的がその葬斎に使うということが主たる目的ではないという判断をしたからこそ、今日、上程をさせて頂いております。最初から、家族葬であるとか、そういう葬斎に使うというような用途を目的とした申請だったかという、私はそういう話は一切今まで聞いておりません。主たる目的は、観光振興に資する施設にすると、宿泊施設にするというような説明を受けている。それをしっかり守って頂いて、江差の観光振興に資する施設として、運用して頂く。そのことが町の経済に繋がる。そういうふうに判断したから、ご提案をさせて頂いております。ぜひですね、ご理解を頂いて、頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

「薄木議員」

「議長」。

(議長)

はい。「薄木議員」。

「薄木議員」

今、町長がねえ、始めっから家族葬のそういうのがないんだということで受けたって話なんだけど。用途変更した時、何故それじゃあ疑問に思わなかったんだ。おかしいんでないあんた方。

それと、さっき質問してるの泊れますかって聞いてるんだよ、2人に。どうなんだそこは。

(議長)

泊れますか。泊れますがって。

「薄木議員」

提案したんだもの、ちゃんと答えればいいんじゃないが。

(議長)

誰。

「薄木議員」

答えれねえってたら、大変だぞ。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

高岡葬斎から花工房に事業者が変更したっていうのも、インターネットやなんかで、流した場合にも、そういったところの印象を、ね、もってもらうのを、花工房さんっていうところに変えた理由も全部聞いてございますけども、私が泊れるか、泊れないかという泊れます。はい。

「薄木議員」

うん。泊れるって。

「副町長」

泊れます。簡易宿泊所でございますんで泊れます。

「薄木議員」

葬儀の時だけでねえくて、普段、泊れるんだなお前。

「副町長」

はい。

(議長)

ちょっと、あの、今の薄木議員、立って、もう一回、質問して下さい。

「薄木議員」

一問目で質問してるっしょ議長。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

私からも、泊れるか泊れないかという議論ですけれども、それがこの議案に賛成か反対かの大きな要素なのか、ちょっと疑問に思うところがありますけれども、私は、

「薄木議員」

泊れないもの出したら、反対だべや。

「町長」

えーと、ま、ちょっと、野次。

(議長)

んん、ちょっと。

「町長」

ちょっと、やめてもらいますかね。答弁中。

(議長)

答弁、聞いて下さい。

「町長」

例えばですけれども、色んなホテルなどで冠婚葬祭をやる場面があります。じゃあそういうところで冠婚葬祭をやるからそのホテルに泊まらないかという判断をするかという、私はそうではない。色んな冠婚葬祭を行いながら、でも、宿泊する目的のために、価格やあるいは立地や、あるいはサービスやあるいは施設の内容でというところで判断するというところですね、それが比較、どことどこを比べて泊るかという選択の段階にないので、比較対象は出来ないですけども、泊りたいか泊りたくないかというご質問であれば、泊ることに何も私はマイナスの部分はないんじゃないかなというふうに

認識しております。

「薄木議員」

はい。

(議長)

はい。「薄木議員」。それ、3回目です。

「薄木議員」

はい。3問目。

(議長)

はい。「薄木議員」

「薄木議員」

私は、反対の立場で言いますから聞いておいて下さい。やはり、町民にもはっきり冬期間以外は仕事はしない。葬儀会場として使わないっちゅう確約書、それがない限りは賛成しません。

以上です。

(議長)

はい。他に質疑希望、ありませんか。

「室井議員」

「議長」。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

あのね、質問はあんまり避けたいと思ってたんだけど、私は前向きな姿勢ですよ。余は問題ね、あの多目的ホール、ね、事業者だって嫌でしょう。こんなにね、議会も町民もです、何か分からないけど、多額な町のね、お金をね、出すね、そういうイメージがあると、やる事業者だって、やる気ね、ね、薄れますよ。だからね、これは、誰もね、ね、薄木議員も小野寺議員の話、私、別ですけども。事業者とね、前回の全員協議会で、ね、年5回と言いましたよね、多目的、葬儀、家族葬、やるのそうでなかったで

すか。私、今日、全員協議会、資料持ってきてませんから、その辺は紳士的にね、ちゃんとね、事業者とね、役場と話して、ちゃんと今、薄木議員も言ったようにですね、ある程度ね、ちゃんとね、そりゃあ事業者も納得してくれると思いますよ。多目的ホールの部分だけの話ですから。　　一筆あってもいいんじゃないんですか。何が悪いんですか。そんなことに事業者だって困らないはずですよ。それぐらいのことはきちっとね、やって、お互いに、お金出す方も受ける方もですね、気持ち良くねやれるようにね出来ないんですか。これは、出崎課長答弁でない。課長は苦勞してる。ずっと、この時間答弁もういい。副町長、あなた方と、町長だけの話だ。そのぐらいのこと出来ないですか。それが政治家でないんですか。課長に何でもふるな。政治家だと自慢するんだったら、私の言ったぐらいのこと分かりましたと言って政治家だ。答弁願いたい。

(議長)

はい。他に質疑希望、ありませので、質疑を。

「室井議員」

なに、なに、俺、答弁ねえよ。

(議長)

今、答弁要らねえって言ったんでね。

「室井議員」

要らねえって、言ってねえよ。

(議長)

ああ、そうが。だら「副町長」。

「室井議員」

何言ってんだ。駄目だよ。ちゃんとしてよ。

(議長)

すまない。

「副町長」

はい。あのですね、本当に事業者も町もそして議会もそういった形で、やっぱり気持ち良く進めたい。それに、あの室井議員の、あの気持ちと何ら変わりません。ただ、この部分で縛りかける、協定書とか確約書なるってものは、この交付金の性格上は縛れ

るものでないってことも理解して頂きたい。ただ、ここまで事業者が出したんで、先程、町長も、小野寺議員に対する答弁も申し上げましたが、本会議で、こういったご意見も頂いている状況でございますので、担当課長も少し触れましたけども、これから事業者とまた真摯に向き合いながらですね、それに近い形の中での、何らかのこの、町側から発生する、発する書面等ですね、あの確約書とか、協定書とか、縛れるものはないんですけども、それに近いものを含めてですね、事業者と色々と話し合っ、気持ちのいい形で、スタート切りたい。こういうふうに思ってます、はい。

(議長)

いいですか。はい。

「西海谷議員」。

「西海谷議員」

1つだけ、確認させていただきます。事業者が、当初より変わったという部分。これ新たな事業者からの申請ということで、まず1つ、確認をさせて下さい。その確認。高岡葬祭所から花工房さんになったということです。改めて。

併せて、この多目的ホール。これについては、色んなことが想像の中で話をされながらきているし、ま、きていたのは別にしても、新たな形で、これ、あくまでも多目的ホールっていうことで、ま、全員協議会でも確認しましたけれども、事業者のある一定の使い方についての説明というか、そういう形にはなってますけれども。あくまでも、この交付金のいわゆる交付されるっていう中では、多目的ホール。いわゆる一般的なホテル、もしくは簡易宿泊所、旅館であれば、広間。そういう意味の中で、考えるべきだろうし、ただし、今回については、事業者が自ら多目的ホールの使い方については、特に4月から10月までの間、ある程度、制限の中で使いたいという話できている訳ですから、あくまでも、これ確認ですけれども。そのことはそのこととして、色んな宿泊情報、上位の法令もあるでしょうけれども、宿泊施設という捉え方の中で、この交付を認めるということの姿勢でございましょうか。確認でございます。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

はい。この書類は、花工房さんから出てきた書類でございます。ただし、繰り返しますが、最初のこの倉庫からこの部屋に多目的室に変わってきた部分あるんで、別な形での皆さんの意見があるということで、あえて多目的室というふうに付けて事業者が来たものでございます。今、西海谷議員おっしゃるとおり、広間だったらどう解釈す

るのかとかとか、色んなこともあるだろうと思いますけども、町とすれば、その部屋も含めて、交付金の対象であると、こういうことで今回上程させて頂いていると。こういうことです。

(議長)

はい。「西海谷議員」。

「西海谷議員」

分かりました。

とすれば、最終的な交付について、先般の全員協議会で論議されましたけども、私的には、これは認めるべきだと、このように思っておるんですけども。事業者があくまでも変わった、代表者は同じ形ですけども、事業者が変わったっていうことに、特に問題は、町側とすれば、流れとは言いつつ、問題あると言うふうに捉えておりますか。いわゆる、代表者は同じでしようけれども、今回の場合、事業者が変わった。会社名が変わりましたよ。ということについての問題点っていうのは考えられますか。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

すいません。あの、ちょっと、もし、あの答弁のあれが、ずれてましたら教えてください。事業者自らが最初が高岡葬祭でございました。一番最初の、それは、ただこういう動きがあって、こういう形でってのが、1回目の全員協議会でお知らせした事項です。で、2回目の別な案件の時に、事業者自らがやはり、色々事業者も、町民の方からの声も届いたんでしょう。色々あって、そして、簡易宿泊所に泊める事業者として考えた時には、高岡葬祭で、やはり与える印象があれだってことで、花工房さんに自らしたいということできたものでございますので、事業者が変わったから交付するんだという意味ではなくて、これの計画そのものの、今上程している内容できてる部分で、簡易宿泊所と認めて交付すると、こういう考えで町が上程するものでございます。はい。

(議長)

はい。「西海谷議員」。

「西海谷議員」

質問になるのか、意見になるのか分かりませんが。ですから、そういう流れで、流れは確かに流れなんだろうけれども、あくまでも、仕切り直しの中で、事業者



が変更され、代表者は同じだろうけれども、いわいる、イメージアップの中ではね、たまたま会社、別会社ですけれども、そういうイメージアップの中で、町内の方々は、それぞれ、代表者はご存知でしょうけれども。一般的に観光客がネットだとか色んなところの報道の中で、花工房っていうところがやっている簡易宿泊所ですよという中でね、そこが葬祭場なのか葬祭場でないっていうのは、別に毎日これやるって言ってるわけでもないですし、それでね、ここは葬祭場だっていうふうな判断っていう、ある意味、花工房さんというイメージアップの中で、新たな観光誘致、観光客の誘致に繋がるという考え方の中でですね、変更しながらですね、今に至っていると、これについて私はですね、認めるべきだと思いますけれども、いかかでしょうか。

(議長)

暫時休憩、致します。

※休憩中

(議長)

答弁、はい。「副町長」。

「副町長」

はい。町としても西海谷議員が後段述べた考えと同じでございます。そう言ったことで、観光振興に少しでも宿泊客の増に繋がるものということで上程しているものでございます。宜しく申し上げます。

(議長)

はい。以上で質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。よって、議案第1号（正：11号）については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に、議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

これ、今、やったんで、やったどこでねえがや。違うがや。違うが。誰も、手挙げねえで。ほら。

「小野寺議員」

補正予算、補正予算。

（議長）

調整基金。

「小野寺議員」

否決されるよ。否決されるよ。

（議長）

もう一回。ちょっと、休憩。

※休憩中

（議長）

休憩を閉じて、再開致します。

次に議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方、挙手を求めます。

（議長）

挙手、多数であります。

議案第12号については、原案のとおり、可決されました。

（議長）

日程第26、議案第10号、工事請負契約の一部を変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」 (提案説明)

議案10号、工事請負契約の一部変更についてでございます。

令和元年第2回江差町議会定例会において、議案第14号議案として、議会の議決を経た工事請負契約の一部変更をする事案が生じ、議会への再議決が必要となるため、提案するものでございます。

内容と致しましては、江差北中学校外壁のクラック箇所、CON欠損、浮き箇所の、浮き箇所の変更による造構や鉄筋露出箇所の変更などの設計変更に伴う契約金額の変更でございまして、契約金額に59万8,400円を追加し、契約金額を5,543万3,400円とするものでございます。ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案10号、工事請負の契約一部を変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案の通り可決されました。